

各医療機関の長様

香川県健康福祉部薬務感染症対策課長
(公印省略)
高松市保健所長
(公印省略)

韓国における中東呼吸器症候群 (MERS) への対応について

日ごろから、本県の感染症対策について、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

中東呼吸器症候群 (MERS) については、6 月 2 日付け 27 薬感第 29015 号で情報提供をお願いする「感染が疑われる患者の要件」をお示ししたところではありますが、今般、厚生労働省から「韓国における中東呼吸器症候群 (MERS) への対応について」通知があり、当要件を次のとおり改正します。

つきましては、院内感染対策を徹底するとともに、次の「感染が疑われる患者の要件」に該当する患者を診察した場合は、直ちに最寄りの保健所にご連絡をお願いします。

今後とも、本県の感染症対策に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

<改正点>

「感染が疑われる患者の要件」のウを次のとおり改正 (下線部分)

(改正前)

ウ 発熱又は急性呼吸器症状 (軽症の場合を含む。) を呈する者であつて、発症前 14 日以内に、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

(改正後)

ウ 発熱又は急性呼吸器症状 (軽症の場合を含む。) を呈する者であつて、発症前 14 日以内に、対象地域か否かを問わず、MERS が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERS が疑われる患者と同居 (当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。) していたもの又は MERS が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

◆感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア. 38 度以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変 (例: 肺炎又は ARDS) が疑われる者であつて、発症前 14 日以内に対象地域 (※) に渡航又は居住していたもの

イ. 発熱を伴う急性呼吸器症状 (軽症の場合を含む。) を呈する者であつて、発症前 14 日以内に対象地域 (※) において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERS であることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴 (例: 未殺菌乳の喫食) があるもの

ウ. 発熱又は急性呼吸器症状 (軽症の場合を含む。) を呈する者であつて、発症前 14 日以内に、対象地域か否かを問わず、中東呼吸器症候群が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、中東呼吸器症候群が疑われる患者と同居 (当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。) していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの

※対象地域: アラビア半島又はその周辺諸国

※保健所へのご連絡をお願いする患者は、ア、イ又はウの要件に該当する者としませんが、MERS 確定患者又はラクダとの接触歴がない場合も含まれる点にご留意願います。

※参考ホームページ

■厚生労働省ホームページ「中東呼吸器症候群 (MERS) について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

■香川県感染症情報「医療機関の方へ」の「感染症法の届出など」

<http://www.pref.kagawa.jp/yakumukansen/iryoushishase.htm#youshiki>